平成22年度当初予算編成について

1 現状と課題

昨今の経済状況は、失業率が過去最高になるなど、依然、厳しい状況にあり、当市の税収入においても、回復が見込まれない状況にあります。また、国政においても、政権交代により、既存の政策、制度の抜本的見直しが、議論されているところでありますが、未だ方向性が見えない状況にあります。

当市平成22年度予算編成においても、今後、国の方向転換に基づく歳 入構造の大きな変更が予想され、現時点において、市の編成方針が定まら ない状況にあるため、追って、国、県の詳細な方針が決定次第、正式に通 知することとします。

2 予算編成の基本的な考え方

上記を踏まえ、平成22年度当初予算編成は、本通知により、固定・運 営経費について、現制度、現体制により、ゼロシーリングを基本として、 編成作業を進めることとします。

また、経費の見積もりに際しては、再度、事務事業評価システムを十分に活用し、スクラップ・アンド・ビルドを含めた見直しを進めるとともに、経費の節減に最大限努めることとします。

なお、事業経費、特別会計については、追って通知することとします。

3 運営経費の見積もり方針について

- 各課単位に、原則、前年度当初予算一般財源額をシーリングとします。
- 前年度において、臨時的経費が発生し、一時的にシーリング額が過大になっている場合は、これを控除した額をシーリング額とします。
- 臨時的経費が一時的に発生し、これを要求する場合においても、原則、 シーリング内で要求することとし、部課長マネジメントにおいて、調整を図ることとします。
- 平成20年度において、平成21年度事業費を前倒して実施した事業がある場合は、例外的に、これをシーリング額に加算します。この場合においても、臨時的経費は控除します。
- 平成21年度において、平成22年度計画事業を前倒して補正措置した事業がある場合は、原則、平成22年度における更なる前倒し要求はしないこととします。
- 歳入については、事業経費に充当する収入を除いて、すべて要求する

こととします。

4 固定・運営経費予算要求基準

【歳入に関する事項】

(1) 全般的事項

各種未収の税、分担金、負担金、使用料、手数料等の歳入金については、完全収納に努め、財源の確保に努めること。

また、広告料収入などの新たな財源確保に努めること。

(2) 国県支出金

現行の国、県の制度により適正な見積もりを行うこと。

また、常に、国、県の動向について、情報収集に努め、制度の変更等がある場合は、早急に、財務課へ報告の上、要求訂正を行うこと。

特に、制度の変更により市の持ち出しが増額となる事業については、再度、事業実施の必要性を十分検討の上、要求すること。

(3) 分担金及び負担金

負担率については、受益者負担の原則に基づいて、事業の性格、 受益の限度等を十分検討した上で、適正に見積もること。

経常的収入については、原則、次により算出した額を要求する こと。

H21 (4月~9月) 実績 ・・・①

H20(4月~9月) 実績 ・・・②

H20 (10月~3月) 実績 ·・・③

①+(③×(①/②)) ±特殊要因 ・・・要求額

(4) 使用料及び手数料

施設の使用料については、平成19年6月26日付総第860 号で通知された「施設使用料見直し方針」により、適正に見積も り、条例等の整備の上は、その額で要求すること。

経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

H21 (4月~9月) 実績 ・・・①

H20(4月~9月) 実績 ・・・②

H20(10月~3月) 実績 ・・・③ ①+(③×(①/②)) ±特殊要因 ・・・要求額

(5) 財産収入

土地等の貸付料については、固定資産評価額等を勘案して、適 正に見積もること。また、財産売払い収入については、処分価格、 処分方法等法令に基づいた適正な収入を見積もるとともに、遊休 財産等については、一層、処分の促進を図ること。

(6) 諸収入等

一層の財源確保に努めるとともに、過去の実績等を参考にして 適正に見積もること。

また、新発田市広告掲載要綱に基づき、広告料収入の可能性について検討し、新たな財源確保に努めること。

経常的収入については、原則、次により算出した額を要求すること。

H 2 1 (4月~9月) 実績 ・・・①

H20 (4月~9月) 実績 ・・・②

H20 (10月~3月) 実績 ・・・③

①+(③×(①/②)) ±特殊要因 · · · 要求額

【歳出に関する事項】

(1) 要求基準

固定経費について

新発田市定員適正化計画に基づき、適正に見積もることとする。 また、臨時、パート職員等は、課内の業務効率化を更に推進す るとともに、正職員の効率的、効果的、かつ臨機応変な業務分担 により、必要最小限の要求とすること。

運営経費について

各課単位に、前年度当初予算一般財源額をシーリングとして 要求すること。

なお、詳細については、 前記「3運営経費の見積もり方針について」のとおりとする。

(2) 職員給与費

職員給与費については、一括、人事課で見積もりの上、要求すること。

ただし、時間外勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当は、別に定める様式により、担当課で見積もりの上、要求すること。

なお、時間外勤務手当については、原則、代休振替を活用し、 その節減に最大限努めること。

(3)報酬

「新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に基づき適正に見積もり要求すること。次に掲げる以外は報酬として予算措置はしないこととするため、事前に必要な措置を講じること。

【報酬の支給対象者】

- 市議会議員
- 執行機関である委員会の委員 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、 固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員
- ・ 付属機関の委員及び構成員(法令及び条例に基づくもの)
- ・ 選挙事務に従事する選挙長、投票及び開票管理者並びに投票・開票及び選挙の立会人
- ・ その他非常勤職員 (嘱託職員、民生委員、消防団員)

また、嘱託職員報酬の要求に際しては、人事課通知により、人事課へ雇用計画協議書を提出すること。

(4) 賃金

臨時、パート職員の賃金は、別途人事課から通知される賃金単価により見積もること。

また、要求に際しては、人事課通知により、人事課へ雇用計画協議書を提出すること。

(5)報償費

報償費については、別途平成15年10月27日付行第255号で通知された「謝金の見直し方針」により適正に見積もること。 特に、会議出席に対する謝礼は支出しないこととする。

(6) 燃料費

経常的支出については、原則、次により算出した額を要求すること。

① 単価(税込み)

レギュラーガソリン@128円/リットル軽油@112円/リットル重油@79円/リットル灯油@84円/リットルLPガス小口(9.56㎡未満)@473円/㎡

大口 (9.56 m未満) @4/3円/ m 大口 (9.56 m 以上) @431円/ m

② 距離数または数量

H21 (4月~9月) 実績・・・①H20 (4月~9月) 実績・・・②H20 (10月~3月) 実績・・・③

①+(③×(①/②)) ±特殊要因 · · · 要求額

③ 1 リットル当たりの走行距離 H 2 0 年 1 0 月~H 2 1 年 9 月の平均とする。

(7) 光熱水費

決算見込み額を精査して、適正に見積もること。

また、その節減に、最大限努めること。

経常的支出については、原則、次により算出した額を要求する こと。(ガス、水道、電気、下水道)

H21 (4月~9月) 実績 ・・・①

H20 (4月~9月) 実績 ・・・②

H20 (10月~3月) 実績 ・・・③

①+(③×(①/②)) ±特殊要因 · · · 要求額

(8)修繕料(工事請負費)

施設等の維持管理費については、施設の現況、整備計画、緊急 性等を勘案して、見積もること。

また、施設の維持補修費については、建築課要求と重複しないよう調整の上要求すること。

(9) 食糧費

以下の場合を除いて、原則、一般職員の飲食に係る経費は予算 対象外とする。

【予算対象経費】

- ・ 三役の代理及び随行に係るもの
- ・ 市議会議員の代理及び随行に係るもの
- ・ 行政委員会の委員等の代理及び随行に係るもの

(10) 委託料

委託料については、別途平成17年9月20日付行第222号で通知された「委託料見直し方針」により適正に見積もること。

特に、保守委託料については、修繕の実績を考慮して、経費 節減の観点から委託料が妥当なのか、修繕料が妥当なのか比較 検討した上で要求すること。

(11) 補助金・負担金

補助金、負担金については、別途平成16年10月4日付行第221号で通知された「負担金、補助及び交付金の見直し方針」により適正に見積もること。

特に、対象事業の決算見込額における繰越金の状況等を勘案しながら、その必要性を十分検討すること。

なお、新発田市法令外負担金の対象となっている負担金については、別途通知する「負担金・寄付金等要望調書」により、一部事務組合負担金については、H21年度当初予算額を要求すること。

(12) 扶助費

補助事業または、付け足し単独事業については、国、県の制度 改革が予想されることから、現行制度により見積もるとともに、 情報収集に努め、変更に際しては、早急に必要経費を見積もるこ とができるよう準備を進めること。

継続事業については、原則、次により算出した額を要求する こと。

H21 (4月~9月) 実績 ・・・①

H20 (4月~9月) 実績 ・・・②

H20(10月~3月)実績 ・・・③ ①+(③×(①/②)) ±特殊要因 ・・・要求額

(13) 見積書の徴取と予算要求額

適正な契約事務を遂行するため、参考見積もりの徴取と予算要求額の積算について、下記の事項に留意すること。

①見積書の徴取についての基本的事項

- ・仕様書を作成し、これに基づき徴取すること。
- ・入札参加資格者名簿に登録のある業者から徴取すること。
- ・市内業者を含めた、2者以上から徴取すること。
- ・参考見積もりにより要求する場合は、平均額とすること。 ※ 独自の設計による場合は、設計額とすること。

②その他留意する事項

- ・H21年度契約相手方から見積もりを徴取し、H21年度 契約額と同額の見積もりが提示された場合には、実勢価格 として提示されたものか、再度確認すること。
- ・新たな長期継続契約締結のための予算要求をする場合は、 仕様書の見直しを行い、新たに、参考見積もりを徴取する こと。
- ・物品の賃貸借契約締結のための予算要求をする場合は、借 入物品の購入金額の参考見積もりを徴取し、賃貸借料金を 積算すること。

5 予算要求入力区分

下記の区分により要求入力をすること。

区分			要求区分	編成区分
歳出	一般会計	固定経費	1次要求	当初
		運営経費		
		事業経費	2次要求	
	特別会計		2次要求] =17J
歳入	一般会計		全区分	
	特別会計		全区分	

※本通知による歳出要求は網掛けした部分。歳入要求は、一般会計 のうち、事業経費に充当する収入を除くすべて。

6 予算編成日程

【固定・運営経費】

科目登録 10月26日(月)~11月2日(月) 予算要求入力 10月26日(月)~11月6日(金) ※ 要求入力時間

通常の日

 $8:30\sim22:00$

最終日(11月6日)

 $\sim 15:00$

【事業経費・特別会計】 別途通知する。

7 その他

その他予算編成事務に係る具体的な要求方法については、別紙「予算編成事務要領」による。